

▼使用料の減免する場合の要件及び免除の割合については下記の通りに成ります。

- ①市内の社会教育関係団体が市民の生涯学習活動の向上に資する目的の為に使用するときは、大ホールを除き、週に1回1区分に限り使用料の5割を免除いたします。
ただし、岩見沢市文化センター条例施行規則（減免）の適要を受けた場合は除く。
- ②市内の小・中学校、高等学校及び幼稚園が学芸会、学校祭、遊戯会その他の児童生徒の全校的な発表のために使用するときは、1行事につき3日間を全額免除とし、3日を超える場合は、使用料の5割を免除いたします。
- ③市内の営利又は営業を目的としない複数の文化団体が市民の芸術又は文化の向上に寄与する行事を合同開催するために使用するときは、使用料の5割を免除いたします。
- ④障害者基本法第2条に定める障害者又は当該障害者に寄る団体が、営利営業以外の目的かつ障害者の自立促進又は生涯学習活動に資する目的のために使用する場合は、使用料の全額を免除致します。
- ⑤その他特に使用料の減免が必要と認める場合は別に定めます。

▼使用料の減免する場合の要件及び免除の割合については下記の通りに成ります。

- ①市内の社会教育関係団体が市民の生涯学習活動の向上に資する目的の為に使用するときは、中ホールを除き、週に1回1区分に限り使用料の5割を免除いたします。
ただし、岩見沢市民会館条例施行規則（減免）の適要を受けた場合は除く。
- ②市内の小・中学校、高等学校及び幼稚園が学芸会、学校祭、遊戯会その他の児童生徒の全校的な発表のために使用するときは、1行事につき3日間を全額免除とし、3日を超える場合は、使用料の5割を免除いたします。
- ③市内の営利又は営業を目的としない複数の文化団体が市民の芸術又は文化の向上に寄与する行事を合同開催するために使用するときは、使用料の5割を免除いたします。
- ④障害者基本法第2条に定める障害者又は当該障害者に寄る団体が、営利営業以外の目的かつ障害者の自立促進又は生涯学習活動に資する目的のために使用する場合は、使用料の全額を免除致します。
- ⑤その他特に使用料の減免が必要と認める場合は別に定めます。